



# 島根県報

平成17年 7月12日 (火)  
第 1,691 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

救急病院の名称の変更	(医療対策課)	1
救急病院の所在地の表示の変更	( " )	2
救急病院の名称及び所在地の表示の変更	( " )	2
救急病院の指定	( " )	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	3
ヨーネ病の発生	(農畜産振興課)	3
土地改良事業計画書の縦覧	(農村整備課)	4
保安林予定森林(2件)	(森林整備課)	4
解除予定保安林	( " )	5
定置漁業権の消滅	(水産課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の供用開始	( " )	6
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	7

### 公 告

公共測量の実施	(用地対策課)	9
島根県立古代出雲歴史博物館運営管理システム構築者の決定のための企画提案競技の実施	(古代文化センター)	9
島根県立古代出雲歴史博物館地図情報システム構築者の決定のための企画提案競技の実施	( " )	14

### 選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体	18
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体	18
政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体	19
政治資金規正法の規定に基づく届出のあった資金管理団体	20
政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあった資金管理団体	20

### 正 誤

平成17年 4月15日付け島根県報第1,667号中	(選挙管理委員会)	21
---------------------------	-----------	----

## 告 示

### 島根県告示第794号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として指定した次の医療機関について、名称の変更があったので告示する。

平成17年 7月12日

島根県知事 澄 田 信 義

旧 名 称	新 名 称	変更年月日
国立浜田病院	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	平成16年4月1日

島根県告示第795号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として指定した次の医療機関について、所在地の表示に変更があったので告示する。

平成17年7月12日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称	旧 表 示	新 表 示	変更年月日
隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡西郷町大字城北町355	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成16年10月1日
公立雲南総合病院	大原郡大東町大字飯田96-1	雲南市大東町飯田96-1	平成16年11月1日

島根県告示第796号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として指定した次の医療機関について、名称及び所在地の表示に変更があったので告示する。

平成17年7月12日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称		所 在 地		変 更 年月日
旧 名 称	新 名 称	旧 表 示	新 表 示	
広瀬町立広瀬病院	安来市立病院	能義郡広瀬町広瀬1931	安来市広瀬町広瀬1931	平成16年10月1日
頓原町立頓原病院	飯南町立飯南病院	飯石郡頓原町大字頓原村2060	飯石郡飯南町頓原2060	平成17年1月1日

島根県告示第797号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院に該当すると認めためたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成17年7月12日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称	所 在 地	認 定 期 間
隠岐広域連合立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071-1	平成16年3月26日から平成19年3月25日まで
六日市病院	鹿足郡六日市町大字六日市368-4	平成16年4月1日から平成19年3月31日まで

松江市立病院	松江市灘町101	平成17年 2 月 1 日から 平成20年 1 月31日まで
松江赤十字病院	松江市母衣町200	
総合病院松江生協病院	松江市西津田 8 丁目 8 - 10	
松江記念病院	松江市上乃木 3 丁目 4 - 1	
玉造厚生年金病院	八束郡玉湯町大字湯町 1 - 2	
安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931	
公立雲南総合病院	雲南市大東町飯田96 - 1	
仁多町立仁多病院	仁多郡仁多町大字三成1622 - 1	
飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原2060	
島根県立中央病院	出雲市姫原 4 丁目 1 - 1	
平田市立病院	平田市灘分町613	
出雲市民病院	出雲市塩冶町1536 - 1	
大田市立病院	大田市大田町大田吉永1428 - 3	
独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	浜田市黒川町3748	
社会福祉法人恩賜財団島根 県済生会江津総合病院	江津市江津町1551	
益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103 - 1	
島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成17年 3 月15日から 平成20年 3 月14日まで

島根県告示第798号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 7 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 百年くらぶ	通所介護	デイサービス七色館・和江	大田市静間町269番地	平成17年 6 月30日

島根県告示第799号

ヨ－ネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 4 項の規定により次のとおり告示す

る。

平成17年7月12日

島根県知事 澄 田 信 義

家畜伝染病の種類	家畜の種類	生年月日	発生頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日	その他参考となるべき事項
ヨーネ病 (患畜)	牛	平成14年 11月22日	1頭	仁摩町	平成17年 6月23日	ホルスタイン、自家産牛
ヨーネ病 (患畜)	牛	平成14年 12月16日	1頭	仁摩町	平成17年 6月23日	ホルスタイン、県外導入牛

島根県告示第800号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年7月12日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
海士町	新開地区農道事業 (基盤整備促進事業)	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	海士町役場

島根県告示第801号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年7月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所  
江津市桜江町長谷1482から1484まで
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第802号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 7月12日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1(1) 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町上阿井260、261 - 1、261 - 2、2132、2174、2176 - 1、2177、2178 - 1、2179、2180、2181、2182 - 1、2182 - 2、2183 - 1、2183 - 2、2184から2190まで、2191 - 1、2193、3482から3486まで、3489、3496、3497 - 1、3497 - 2、3498、3499 - 1、3499 - 2、4238

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 2(1) 保安林予定森林の所在場所

雲南市吉田町曾木字曾木428から430まで、442、448 - 1、448 - 2、903

## (2) 指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第803号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 7月12日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 解除予定保安林の所在場所

那賀郡弥栄村大字栃木1117 - 11、1117 - 13、1117 - 15、1117 - 17、1118 - 5

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由  
指定理由の消滅

島根県告示第804号

漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項の規定により、平成17年7月4日次の定置漁業権の消滅を免許漁業原簿に登録した。

平成17年7月12日

島根県知事 澄 田 信 義

免許番号、漁業権者の住所及び氏名（名称）

免許番号	住 所	氏 名（名 称）
定第17号	島根県出雲市十六島町433番地	十六島大謀網組合

島根県告示第805号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年7月12日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	田儀山中大田線	出雲市多伎町奥田儀605番2地先から同623番1地先まで	前	メートル 4.00～ 11.00	メートル 220.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	11.00～ 31.00	218.00		
"	三次江津線	江津市江津町1583番12地先から同地先まで	前	4.60～ 6.10	28.00	浜田土木建築事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	11.00～ 15.00	28.00		

島根県告示第806号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年7月12日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	187号	鹿足郡六日市町大字幸地字二見浦839番4地先から同大字字小田379番3地先まで	メートル 640.00	平成17年 7月12日	益田土木建築事務所津和野土木事業所	
県道	印賀横田線	仁多郡奥出雲町竹崎226番12地先から同226番14地先まで	80.00	"	木次土木建築事務所仁多土木事業所	
"	三次江津線	江津市江津町1583番12地先から同地先まで	28.00	"	浜田土木建築事務所	

島根県告示第807号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年 7月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 区域の名称 大谷 1
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から 8号までを順次に結んだ線及び標柱 1号と 8号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
松江市	美保関町	美保関		62番 3	1号
				1236番 1	2号
				1233番 1	3号
				1230番	4号
				22番地先水路敷	5号
				26番 3	6号
				43番	7号
				56番 2 地先道路敷	8号

- 1 区域の名称 大谷 2
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から11号までを順次に結んだ線及び標柱 1号と11号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
松江市	美保関町	美保関		77番 3 地先道路敷	1号
				75番 1	2号
				57番 2	3号
				53番 2	4号
				39番 1	5号
				35番	6号
				1200番	7号及び 8号

				1198番	9号
				57番1	10号
				1197番	11号

1 区域の名称 大谷3

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から5号までを順次に結んだ線及び標柱1号と5号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
松江市	美保関町	美保関		33番	1号
				23番	2号
				1203番	3号
				1202番	4号
				1201番	5号

1 区域の名称 北側1

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次に結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
松江市	鹿島町	南講武	毛屋	837番2	1号
				914番	2号及び3号
			茂り	902番4	4号
			毛屋	867番	5号
			宮ノ前	614番5	6号

1 区域の名称 北側2

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次に結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
松江市	鹿島町	南講武	堀部	799番	1号
				毛屋	939番
			毛屋	812番1	3号
				942番1	4号
				809番1	5号
			宮ノ前	614番3	6号
			毛屋	804番4	7号

1 区域の名称 北側3

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次に結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線により囲まれた区域



郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
松江市	鹿島町	南講武	茂り	902番 5	1号
				902番 2	2号、3号及び6号
			毛屋	897番 4	4号
				893番 2	5号

1 区域の名称 神庭

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から11号までを順次に結んだ線及び標柱 1号と11号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
安来市	神庭町		空田	308番続 3	1号
			今津山	518番内第 1	2号
				518番続 1	3号
				517番	4号
			穴ヶ峠	512番 1	5号
			家ノ上	505番 1	6号
			上横山	259番 4	7号
				259番 1	8号
			横山	263番 1	9号
			宮の前	251番 1	10号
				297番 1	11号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について国土交通大臣から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 7月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）

2 作業期間

平成17年 7月 1日から平成18年 3月31日まで

3 作業地域

松江市、出雲市、益田市

島根県立古代出雲歴史博物館運営管理システム構築者について、提案競技により選定のうえ特定するので、次のとおり公告する。

平成17年 7月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 提案競技に付する事項

## (1) 業務名

島根県立古代出雲歴史博物館運営管理システム構築業務

## (2) 業務内容

- ア 情報共有システムの構築
- イ グループウェアの構築
- ウ チケット処理システムの構築
- エ ローテーション管理システムの構築
- オ 問合せ対応システムの構築
- カ 個人情報管理システムの構築
- キ 名簿管理システムの構築

## (3) 仕様

島根県立古代出雲歴史博物館運営管理システム構築業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (4) 予算額

38,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## (5) 履行期間（予定）

契約締結日の翌日から平成19年2月末日まで

## 2 提案競技参加資格に関する事項

- (1) 本案件は、単独企業・法人又は特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）による提案競技による。なお、共同企業体の結成は自主結成とし、次の内容を規定した協定を結ぶこと。いずれの場合も、必要に応じ他の企業・法人の協力（以下「協力事務所」という。）を得ることができるものとする。

- ア 目的
- イ 企業体の名称
- ウ 構成員の住所及び名称
- エ 代表者の名称
- オ 代表者の権限
- カ 構成員の出資の割合
- キ 構成員の責任
- ク 取引金融機関
- ケ 決算
- コ 利益金の配当の割合
- サ 欠損金の負担の割合
- シ 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ス 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する処置
- セ 解散後の瑕疵担保責任
- ソ その他必要な事項

- (2) 提案競技に参加する者の資格は、協力事務所の有無に関わらず、単独企業・法人にあっては次のアに掲げる要件のすべてを、共同企業体にあっては次のイに掲げる要件のすべてを満たしたものであること。なお、協力事務所の参加資格は、これを問わない。

## ア 単独企業・法人の資格要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (ウ) 共同企業体の構成員でないこと。

- (エ) 島根県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (オ) 公告の日から提案書の審査完了の日までの間に、島根県の実施する入札について、指名停止を受けていない者であること。
- (カ) 役員が別に設置する「古代出雲歴史博物館情報システム構築者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の委員でないこと。
- (キ) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)に基づき、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」又は大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」の入札参加資格を認定され、A等級に格付けされた者であること。  
なお、資格審査を受けていない者にあつては、同要綱の規定に基づき資格審査の申請手続を行い、提案競技参加表明に係る書類の提出期限までに営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」又は大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」の入札参加資格を認定され、A等級に格付けされたものであること。
- (ク) 過去5年間に個人情報管理に関するシステムを構築した経験を有すること。
- (ケ) システム導入後の初期技術指導、使用法のサポート又は障害発生時における迅速な対応ができる者であること。

#### イ 共同企業体の資格要件

- (ア) 構成員の全てが2(2)アの(ア)から(カ)までに該当すること。
- (イ) 構成員のうち少なくとも1社は、2(2)アの(キ)、(ク)及び(ケ)に該当すること。
- (ウ) 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

#### 3 提案競技参加手続

提案競技に参加を希望する者は、次に定める書類を提出しなければならない。

##### ア 参加表明書

- イ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の納税証明書(共同企業体の場合は、構成員全ての納税証明書)
- ウ 誓約書(共同企業体の場合は、構成員全てが記名及び押印すること)
- エ 経済産業省認定情報処理技術者についての届け
- オ 協定書(共同企業体の場合のみ)
- カ 類似業務実績
- キ 委託業務実施体制、担当技術者の類似業務実績及び委託期間内の手持ち業務の状況
- ク 協力事業所の状況
- ケ 提案書

#### 4 提出書類の提出方法、提出期限及び提出先

- (1) 提出方法  
郵送又は持参による。
- (2) 提出期限  
平成17年8月26日(金)午後5時(必着)
- (3) 提出先  
12に同じ

#### 5 提案書の内容

提案書は、古代出雲歴史博物館運営管理システムの構築について提案すること。

- (1) 要求する仕様  
仕様書を参照すること。
- (2) 提案書の形式及び内容  
提案競技参加要項による。

#### 6 提案競技参加要項等の配布期間及び配布場所

## (1) 配布期間

平成17年7月12日(火)から平成17年7月22日(金)まで

閉庁日を除く毎日 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)

## (2) 配布場所

島根県教育庁古代文化センター

なお、返信用封筒(返信先を明記した定形外角2号の大きさで、切手(810円)をはり付けたもの)を同封して配布の依頼があった場合には、書留郵便により郵送する。

また、この提案競技参加要項は、島根県古代文化センターホームページ(<http://www2.pref.shimane.jp/kodai/>)にも掲載する。

## 7 選定方法

## (1) 評価の手順

ア 提案価格が予算額の範囲内である提案書について、審査委員会において厳正な評価及び選定を行う。

イ 必要に応じ、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合がある。

## (2) 提案書の評価方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしている提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、次の項目について総合的に評価を行う。

(ア) システムの機能性、実現性、操作性及び拡張性に関する項目

(イ) 経費に関する項目(イニシャルコスト、ランニングコスト等)

(ウ) 保守に関する項目

(エ) 運営管理システムに関する有効な提案に関する項目

## (3) 選定結果の通知

選定結果については、次に掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名(名称)

ウ 採否の理由

エ 審査委員会委員構成

## (4) 審査経過については、公表しない。また、選定結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

## 8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

## (1) 提案者が資格要件を満たしていないとき。

## (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

## (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

## (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

## (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

## (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 契約

## (1) 契約の相手方

業務実施予定者と交渉の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約するものとする。

## (2) 契約金額

業務実施予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

## (3) 契約条項

契約書及び仕様書による。

## (4) 前金払

なし

## (5) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (6) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## 10 質問の受付

(1) 質問は、期限までに質問書により提出すること。（なお、ファックス及び電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、必ず到着確認の電話をすること。）

## (2) 提出期限

平成17年 7月27日（水）午後 5時（必着）

(3) 質問に対する回答は、郵送、ファックス又は電子メールにより通知する。なお、すべての質問及び回答は、古代文化センターホームページ上に掲載する。

## 11 その他留意事項

(1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には、原則として応じない。

(2) 提案書の著作権は、提案者に帰属する。

(3) 提案書は、他の提案者に対し非公開とする。

(4) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びに面接に要する経費は、参加表明者の負担とする。

(5) 提出された書類は、返却しない。

## (6) 手續に用いる言語等

ア 提出書類は、日本語で作成すること。

イ 金額欄は、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

ウ 面接に使用する言語は、日本語とする。

エ 時刻は、日本の標準時を用いる。

## 12 問合せ先（書類提出先）

〒690 - 0887 島根県松江市殿町 1 番地 島根県立博物館内

島根県教育庁古代文化センター 担当：品川、小笠原、増田

電話番号 0852 - 22 - 6282

F A X 番号 0852 - 22 - 6728

電子メールアドレス kodai@pref.shimane.lg.jp

## 13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required :

A complete set of the management systems for Shimane Museum of Ancient Izumo

(2) Deadline for submission of proposal documents :

17:00 p.m., August 26, 2005

(3) For further details contact ;

Shimane Prefectural Institute of Ancient Culture

1 Tono-machi Matsue City

Shimane Prefecture 690-0887 JAPAN

TEL : +81-852-22-6282

島根県立古代出雲歴史博物館地図情報システム構築者について、提案競技により選定のうえ特定するので、次のとおり公告する。

平成17年7月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

島根県立古代出雲歴史博物館地図情報システム構築業務

(2) 業務内容

地図情報システムの構築

(3) 仕様

島根県立古代出雲歴史博物館地図情報システム構築業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 予算額

48,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 履行期間（予定）

契約締結日の翌日から平成19年2月末日まで

2 提案競技参加資格に関する事項

(1) 本案件は、単独企業・法人又は特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）による提案競技による。共同企業体の結成は自主結成とし、次の内容を規定した協定を結ぶこと。なお、いずれの場合も、必要に応じ他の企業・法人の協力（以下「協力事務所」という。）を得ることができるものとする。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 構成員の出資の割合

キ 構成員の責任

ク 取引金融機関

ケ 決算

コ 利益金の配当の割合

サ 欠損金の負担の割合

シ 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

ス 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する処置

セ 解散後の瑕疵担保責任

ソ その他必要な事項

(2) 提案競技に参加する者の資格は、協力事務所の有無に関わらず、単独企業・法人にあっては次のアに掲げる要件のすべてを、共同企業体にあっては次のイに掲げる要件のすべてを満たしたものであること。なお、協力事務所の参加資格は、これを問わない。

ア 単独企業・法人の資格要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (ウ) 共同企業体の構成員でないこと。
- (エ) 島根県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (オ) 公告の日から提案書の審査完了の日までの間に、島根県の実施する入札について、指名停止を受けていない者であること。
- (カ) 役員が別に設置する「古代出雲歴史博物館情報システム構築者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員でないこと。
- (キ) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）に基づき、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」又は大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」の入札参加資格を認定され、A等級に格付けされた者であること。  
なお、資格審査を受けていない者にあつては、同要綱の規定に基づき資格審査の申請手続を行い、提案競技参加表明に係る書類の提出期限までに営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」又は大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」の入札参加資格を認定され、A等級に格付けされた者であること。
- (ク) 過去5年間に行政機関又は博物館、美術館、研究機関等の施設において、同様のシステム（いわゆる Web GIS）を構築した経験を持つ者であること。
- (ケ) システム導入後の初期技術指導、使用法のサポート又は障害発生時における迅速な対応ができる者であること。

#### イ 共同企業体の資格要件

- (ア) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (イ) 構成員の全てが2(2)アの(ア)から(カ)までに該当すること。
- (ウ) 構成員のうち少なくとも1社は、2(2)アの(キ)、(ク)及び(ケ)に該当すること。
- (エ) 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

#### 3 提案競技参加手続

##### (1) 提案競技参加表明

提案競技に参加を希望する者は、次に定める書類を提出しなければならない。

- ア 参加表明書（共同企業体の場合は、構成員全てが記名及び押印すること）
- イ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の納税証明書（共同企業体の場合は、構成員全ての納税証明書）
- ウ 誓約書（共同企業体の場合は、構成員全てが記名及び押印すること）
- エ 経済産業省認定情報処理技術者についての届け
- オ 協定書（共同企業体の場合のみ）
- カ 類似業務実績
- キ 委託業務実施体制、担当技術者の類似業務実績及び委託期間内の手持ち業務の状況
- ク プロジェクトリーダーの類似業務実績の代表例
- ケ 協力事業所の状況
- コ 提案書

#### 4 提案競技参加表明書の提出方法、提出期限及び提出先

- (1) 提出方法  
郵送又は持参による。
- (2) 提出期限  
平成17年8月26日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出先  
12に同じ

#### 5 提案書の内容

提案書は、古代出雲歴史博物館地図情報システムの構築について提案すること。



## (1) 要求する仕様

仕様書を参照すること。

## (2) 提案書の形式及び内容

提案競技参加要項による。

## 6 提案競技参加要項等の配布期間及び配布場所

## (1) 配布期間

平成17年7月12日(火)から平成17年7月22日(金)まで

閉庁日を除く毎日 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)

## (2) 配布場所

島根県教育庁古代文化センター

なお、返信用封筒(返信先を明記した定形外角2号の大きさで、切手(810円)をはり付けたもの)を同封して配布の依頼があった場合には、書留郵便により郵送する。

また、この提案競技参加要項は、島根県古代文化センターホームページ(<http://www2.pref.shimane.jp/kodai/>)にも掲載する。

## 7 選定方法

## (1) 評価の手順

ア 提案価格が予算額の範囲内である提案書について、審査委員会において厳正な評価及び選定を行う。

イ 必要に応じ、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合がある。

## (2) 提案書の評価方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしている提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、次の項目について総合的に評価を行う。

(ア) システムの機能性、実現性、操作性及び拡張性に関する項目

(イ) 経費に関する項目(イニシャルコスト、ランニングコスト等)

(ウ) 保守に関する項目

(エ) 地図情報システムに関する有効な提案に関する項目

## (3) 選定結果の通知

選定結果については、次に掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名(名称)

ウ 採否の理由

エ 審査委員会委員構成

## (4) 審査経過については、公表しない。また、選定結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

## 8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

## (1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

## (2) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

## (3) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

## (4) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

## (5) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 契約

## (1) 契約の相手方

業務実施予定者と交渉の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約するものとする。



- (2) 契約金額  
業務実施予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。
- (3) 契約条項  
契約書及び仕様書による。
- (4) 前金払  
なし
- (5) 契約保証金  
島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (6) 契約の手續に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。

## 10 質問の受付

- (1) 質問は、期限までに質問書により提出すること。（なお、ファックス及び電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、件名には「地図情報システム構築業務提案競技に関する質問」と明記の上、必ず到着確認の電話をすること。）
- (2) 提出期限  
平成17年 7月27日（水）午後 5時（必着）
- (3) 質問に対する回答は、郵送、ファックス又は電子メールにより通知する。なお、すべての質問及び回答は、古代文化センターホームページ上に掲載する。

## 11 その他留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- (3) 提案書は、他の提案者に対し非公開とする。
- (4) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びに面接に要する経費は、参加表明者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 手續に用いる言語等  
ア 提出書類は、日本語で作成すること。  
イ 金額欄は、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。  
ウ 面接に使用する言語は、日本語とする。  
エ 時刻は、日本の標準時を用いる。

## 12 問合せ先（書類提出先）

〒690 - 0887 島根県松江市殿町 1 番地 島根県立博物館内  
島根県教育庁古代文化センター 担当：品川、増田  
電話番号 0852 - 22 - 6282  
F A X 番号 0852 - 22 - 6728  
電子メールアドレス kodai@pref.shimane.lg.jp

## 13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required :  
A complete set of the Web-GIS systems and the contents on websites for Shimane Museum of Ancient Izumo
- (2) Deadline for submission of proposal documents :  
17:00 p.m., August 26, 2005

(3) For further details contact ;  
 Shimane Prefectural Institute of Ancient Culture  
 1 Tono-machi Matsue City  
 Shimane Prefecture 690-0887 JAPAN  
 TEL : +81-852-22-6282

## 選挙管理委員会告示

### 島根県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成17年7月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
藤原ともゆき後援会	荒木 雅人	渡部 昭	仁多郡奥出雲町上阿井764
領家進後援会（前進会）	大田 潔	領家 耕一	益田市安富町1308
道下文男後援会	肥後 雅裕	肥後 栄次	浜田市日脚町785
田中武夫後援会	岡田 一夫	山本 健一	安来市清井町632
安部せいや後援会	安部 誠也	井上 智久	飯石郡飯南町赤名104
安達茂博後援会	安達 茂博	安達 茂博	益田市久城町172 - 6
中西義昭後援会	中西 義昭	中西 悦子	邇摩郡温泉津町湯里大字西田760 - 12
やすだ勝司後援会	安田 勝司	川崎 良平	邑智郡美郷町乙原172

### 島根県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成17年7月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

#### 1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党頓原支部	会計責任者	滝尻 行雄	和田 幹雄
自由民主党島根県農林水産業振興会議支部	代 表 者	高木 賢一	反田 陽一
自由民主党東出雲町支部	代 表 者	錦織 邦雄	沼田 利
自由民主党金城町支部	代 表 者	原田 義則	山本 省吾
自由民主党美都支部	主たる事務所の所在地	益田市美都町仙道595 - 1	益田市美都町山本イ248
	代 表 者	草野 和馬	岡藤 英作

公明党出雲総支部	主たる事務所 の所在地	出雲市塩冶町1470	平田市平田町2229 - 1
	代 表 者	勝部 順子	平野 稔
	会計責任者	高橋 正知	平野 稔
自由民主党島根県トラック支部	代 表 者	永岡 敏男	永井 憲治
	会計責任者	永岡 敏男	永井 憲治

## 2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
ふるさと昌亀の会	会計責任者	河上 清	鳥屋尾 豊勝
板倉一郎後援会	主たる事務所 の所在地	出雲市小山町225中国電力ユニオン	出雲市渡橋町1127 - 1
	会計責任者	大島 和友	齋藤 宏史
野村良二後援会	主たる事務所 の所在地	益田市木部町イ922 - 1	益田市西平原町イ702 - 9
山根昊一郎後援会	主たる事務所 の所在地	雲南市三刀屋町給下475 - 3 内田吉朗宅	雲南市三刀屋町三刀屋323
田中豊昭後援会	主たる事務所 の所在地	松江市鹿島町御津510	松江市鹿島町北講武862 - 3
島根県農業者政治連盟	代 表 者	竹田 重一	渡辺 瑞雄
	会計責任者	高木 賢一	反田 陽一
山代ひろし後援会	代 表 者	松井 守樹	三木 昭吾
島根県軍恩政治連盟	代 表 者	藤原 百	伊藤 好巳
島根県土地家屋調査士政治連盟	代 表 者	曾田 哲男	榎野 裕
	会計責任者	櫻井 伸一	天野 幸雄
加本市郎後援会	会計責任者	永井 公之	高橋 金市
島根県社会保険労務士政治連盟	代 表 者	長谷 隆治	小林 良二
くらしと環境、平和を守る民主県政をつくる島根県民の会	会計責任者	渡部 節雄	尾村 利成

## 島根県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第3項の規定により告示する。

平成17年 7 月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

## その他の政治団体

名	称	解散年月日
清水和人後援会		平成16年12月31日

とんぼ友の会	平成16年12月28日
北里としあき島根県後援会	平成17年4月14日
藤原ひさこ後援会	平成17年4月15日
領家進後援会(前進会)	平成15年12月31日
良進会	平成16年12月31日
作野律雄後援会	平成17年4月16日
金山節江後援会	平成17年3月30日
やぎうら義治後援会	平成17年4月26日
妹尾後援会	平成16年12月31日
柘植実の会	平成17年5月10日
金坂よしひろ後援会	平成16年12月31日
山縣秀基後援会	平成17年3月25日
なぎら和利後援会	平成17年5月5日
田中和彦後援会	平成17年4月30日
長岡秀人後援会	平成16年12月31日
かとう典明を励ます会	平成17年5月2日
馬庭孝司ともてなしの会	平成17年3月31日
はつらつ湖陵を創る会	平成17年6月3日
桑原寿之後援会	平成17年6月3日
そのやま栄後援会	平成17年6月3日
小川清人後援会	平成17年6月3日

島根県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成17年7月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
中西 義昭	温泉津町議会議員	中西義昭後援会	邇摩郡温泉津町湯里大字西田760-12	中西 義昭
安部 誠也	飯南町議会議員	安部せいや後援会	飯石郡飯南町赤名104	安部 誠也

島根県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成17年7月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
藤原 久子	仁多町議会議員	藤原ひさこ後援会	仁多郡奥出雲町下阿井1085	藤原 久子
石橋 良治	邑南町長	良進会	邑智郡邑南町矢上3904	石橋 良治
妹尾 満郎	大東町議会議員	妹尾後援会	雲南市大東町前原317	妹尾 満郎
長岡 秀人	平田市長	長岡秀人後援会	出雲市東福町416	長岡 秀人
園山 栄	大社町議会議員	そのやま栄後援会	出雲市大社町中荒木243	園山 栄
小川 清人	隠岐の島町議会議員	小川清人後援会	隠岐郡隠岐の島町大久伊浜 3	小川 清人
桑原 寿之	湖陵町長	はつらつ湖陵を創る会	出雲市湖陵町差海1788 - 1	桑原 寿之
山縣 秀基	三隅町長	山縣秀基後援会	那賀郡三隅町大字芦谷349 - 2	山縣 秀基

正 誤

平成17年 4 月15日付け島根県報第1,667号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
13	上から18	康雄	康雅

